# 山梨県公報

平成十八年

 $\Box$ 

三月三十日

木 曜

目次

**条** 例

員の数に関する条例の一部を改正する条例 ……山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議

# 条例のあらまし

- ◎ 山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
- 議員の定数を三十八人に改めることとした。

韮崎市
大月市
<b>富士吉田市</b>

き議員の数をそれぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとすることとした。4 次の表の上欄に掲げる選挙区を新たに設け、並びに当該選挙区の区域及び選挙すべ

南アルプス市南アルプス市の区域

Щ

梨県公

報

号

外

第十三号

平成十八年三月三十日

摩郡・中巨	甲 州 市	都留郡・北	代郡・東八	甲斐市
中央市及び中巨摩郡の区域	甲州市の区域	上野原市及び北都留郡の区域	笛吹市及び東八代郡の区域	甲斐市の区域
一	二人	<u></u>	툿	三人

- 5 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。
- 6 次の条例を廃止することとした。
- ∫ 山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

# 条 例

する条例をここに公布する。 山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関

平成十八年三月三十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県条例第三十五号

に関する条例の一部を改正する条例山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

する条例 (平成十四年山梨県条例第三十九号) の一部を次のように改正する。山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関

第一条中「四十二人」を「三十八人」に改める。

同表大月市の項中「二人」を「一人」に改め、同表韮崎市の項中「二人」を「一人」にの項を削り、同表富士吉田市の項中「三人」を「二人」に改め、同表塩山市の項を削り、第二条の表東山梨郡の項、東八代郡の項、中巨摩郡の項、北巨摩郡の項及び北都留郡

<u></u>	中央市及び中巨摩郡の区域	摩郡・中巨
一	甲州市の区域	甲州市
<u></u>	上野原市及び北都留郡の区域	都留郡・北
툿	笛吹市及び東八代郡の区域	代郡・東八
兲	甲斐市の区域	甲斐市
<b>三</b>	北杜市の区域	北杜市
灵	南アルプス市の区域	南アルプス市

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 会の議員の選挙区の特例に関する条例等の廃止)(中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- 県議会の議員の選挙区の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第二号) 中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、 櫛形町及び甲西町の合併に伴う山梨

印刷所(株サンニチ印刷)甲府市北口二丁目六番